

定 款

株式会社 田中化学研究所

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社田中化学研究所と称し、英文では、TANAKA CHEMICAL CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 工業用化学薬品の研究、開発、製造、販売並びに技術提供
2. 電子部品の製造並びに販売
3. 非鉄金属の加工並びに販売
4. ニッケル、コバルト、リチウム、マンガン等の非鉄金属含有物の分離精製並びに販売
5. セラミックス及びセラミックス製品の製造並びに販売
6. 工業用化学薬品に関する測定、評価の受託
7. 工業用化学薬品の生産設備に関する設計並びに技術コンサルティング
8. 倉庫業
9. 損害保険の代理業
10. 不動産の賃貸
11. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福井市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,700万株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、代理人により議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第14条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって解任する。

- 2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された取締役の任期は、その選任時における他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第19条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
- 3 代表取締役以外の各取締役及び監査役は、法令の定めるところに従い、必要がある場合には、取締役会の招集を代表取締役に請求しまたは自ら招集することができる。ただし、取締役会の招集を請求する場合には、会議の目的事項を記載した書面を代表取締役に提出することによるものとし、自ら取締役会を招集する場合は、第21条第1項の方法によるものとする。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第23条 取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。（ただし、監査役が異議を述べたときは除く。）

（取締役会の議事録）

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会決議によって定める。

第5章 監査役

（監査役の設置）

第27条 当会社は監査役を置く。

（監査役の員数）

第28条 当会社の監査役は、1名以上とする。

（監査役の選任）

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の解任）

第30条 監査役は、株主総会の決議によって解任する。

- 2 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第32条 監査役の報酬等は、株主総会決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第38条 当社は、株主総会の決議によって、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

2026年4月1日改定